

平成19年 第1回
茨城県南水道企業団議会
定例会会議録

(平成19年2月23日)

茨城県南水道企業団議会

平成19年 第1回
茨城県南水道企業団議会定例会会議録

平成19年2月23日(金) 午後1時30分 開 会

議事日程

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 会期決定の件

日程第3. 議案第1号 茨城県南水道企業団行政財産の使用料徴収条例について

議案第2号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第3号 茨城県南水道企業団自治功労者表彰条例の一部を改正する条例について

議案第4号 平成19年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について

日程第4. 一般質問

日程第5. 請願第1号 水道料金の値下げを求める請願について

日程第6. 閉会中の事務調査の件

出席議員	議長	15番	貫井	徹君
		1番	朝比奈	通子さん
		2番	川田	政文君
		3番	篠山	治夫君
		4番	鈴木	かずみさん
		5番	中根	利兵衛君
		6番	茶谷	巖君
		7番	長岡	久夫君
		8番	大塚	弘史君
		9番	山本	南さん
		10番	松田	高義君
		11番	桜井	昭洋君
		12番	結城	繁君
		14番	長塚	忠一郎君

説明のための出席者

企 業 長	串 田 武 久 君
副 企 業 長	塚 本 光 男 君
副 企 業 長	池 辺 勝 幸 君
事 務 所 長	宮 本 満 君
事 務 次 長	関 口 禎 男 君
会 計 課 長	大 津 良 子 さん
業 務 課 長	野 口 君 子 さん
工 務 課 長	石 田 勝 久 君
管 理 課 長	野 口 勇 君
配 水 課 長	永 井 俊 一 君

茨城県南水道企業団議会事務局

局 長	山 口 好 正 君
係 長	藤 原 勘 一 君
書 記	山 本 信 之 君
書 記	小 嶋 哲 夫 君

平成19年第1回茨城県南水道企業団議会定例会提出議案

議 案 第 1 号	茨城県南水道企業団行政財産の使用料徴収条例について
議 案 第 2 号	茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について
議 案 第 3 号	茨城県南水道企業団自治功労者表彰条例の一部を改正する条例について
議 案 第 4 号	平成19年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について
請 願 第 1 号	水道料金の値下げを求める請願について

平成 19 年第 1 回茨城県南水道企業団議会定例会
議案質疑

議 員	質 疑 の 要 旨
1 鈴木かずみ	1 議案第 1 号 1. 根拠・想定事例 2. 収入試算について 2 議案第 2 号 1. 加入促進への予測 2. 加入金収入への影響 3. 加入促進に伴う水道料金収入への影響 3 議案第 4 号 予算について 1. 経営検討委員会について ①今予算に何をどのように検討し、反映できたのか 主な点について ②残された課題と、今後の方向について 2. 監査委員の指摘事項についての改善はどのように ①決算時における 3 点の事項について 3. 減価償却について
2 朝比奈通子	1 議案第 2 号 1. 公共施設、学校等の加入率は？大型工場や商業施設は？ 2. 加入金の減はどのように補うのか 3. 加入促進策は？目標値を設定すべきでは
3 結城 繁	1 議案第 4 号について 1. 委託料関係 ①上下水道の料金徴収一元化の進捗状況 ②金融機関、コンビニ収納について 2. 特別損失関係 ①不納欠損等をどの様に考えるのか？

一般質問

議員	質問の要旨
1 茶谷 巖	1 水道料金の価格体系について 1. 現状とこれまでの経緯 2. 今後の展望 中・長期の視点より
2 鈴木かずみ	1 水道料金の見直しについて 1. 県水契約水量について 2. 基本料金体系について 3. 量水器使用料について 4. 公道部分の私費負担について 2 国道6号、牛久町の本管工事について 1. 商業地域であり、マンション建設等の影響で、地下水に対する不安がでている。早急な対応策は。

午後 1時51分 開 会

○議長（貫井 徹君）

ただいまより平成19年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を開会いたします。ただいまの出席議員数は14名。定足数に達していますので、会議は成立いたします。

これから本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（貫井 徹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定によって、6番 茶谷 巖君、7番 長岡久夫君、両名を指名いたします。

◇日程第2 会期決定の件

○議長（貫井 徹君）

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りにいたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○議長（貫井 徹君）

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日限りと決定します。

◇日程第3 議案第1号から議案第4号

○議長（貫井 徹君）

日程第3、議案第1号から議案第4号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企業長、串田武久君。

<企業長、串田武久君 登壇>

○企業長（串田武久君）

本日は、平成19年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともにご多忙中にもかかわらず、ご参集いただきましたことを厚くお礼を申し上げます。

本日の定例会議は、議案4件をご提案しておりますが、その説明に先立ちまして、平成18年12月末現在における平成18年度予算の執行状況についてご報告をまず申し上げます。

業務の概要についてであります。給水戸数は8万2,555戸、前年度の決算数値と比較い

たしまして1,660戸の増となっております。総給水量は1,791万2,046m³で、前年度の同月と比較いたしますと0.7%の減となっております。また、有収水量につきましては1,594万141m³で、前年度の同月と比較いたしますと0.1%の減となり、有収率は89.0%となっております。

次に、財務の状況であります。企業団の主な財源であります水道料金の収入は35億5,515万2,910円で、年間予算額に対して74.2%となっております。

加入金につきましては、5億1,550万円が納付され、予定額の101%となっております。

次に、建設改良工事の発注状況について申し上げます。

工事の内容別にご説明をいたしますと、配水管布設工事は50件で9億5,091万1,500円、配水管布設替工事は12件で1億7,068万2,750円、道路復旧工事は17件で1億1,238万1,500円、消火栓設置工事は2件で339万1,500円であります。これらの工事の総額は12億3,736万7,250円で、予算額に対します執行率は92.6%となっております。

平成18年度の執行状況は以上のとおりであります。経営の基本原則であります公営企業の経済性を発揮し、本来の目的であります公共の福祉を増進していくとともに、安定した水道供給をしてまいる所存でありますので、今後とも議員各位のご理解、ご指導のほどをお願い申し上げます。

それでは、本日ご提案いたしました議案の概要をご説明いたします。

議案第1号は、茨城県南水道企業団行政財産の使用料徴収条例についてであります。これは、地方自治法第238条の4第4項の規定に基づき、行政財産の使用に関し、使用者から徴収する使用料及び徴収方法等について必要な事項を定めようとするものであります。

次に、議案第2号は、茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。これは、給水加入金の見直しにより、加入金の納付額等を改定しようとするものであります。

次に、議案第3号は、茨城県南水道企業団自治功労者表彰条例の一部を改正する条例についてであります。これは自治功労に該当する者の見直しにより、同条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第4号は、平成19年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算についてであります。この予算書は、地方公営企業法施行規則に定められた様式に基づき作成されておりますが、業務課の予算については、上下水道の料金徴収一元化に関連し、従来の総係費から分割して新たに業務費として計上しておりますので、ご報告を申し上げます。

それでは、様式に従ってご説明をいたします。

まず、第2条であります。これは当企業団の業務活動の基本的な目標とする業務の予定量を定めたものであります。給水戸数は8万4,795戸、年間総給水量は2,426万7,000m³、1日平均給水量は6万6,303m³、主要な建設改良事業の工事費は14億490万円となっております。

次に、第3条に定める収益的収入及び支出についてであります。これは企業団の財政運営に係る経常的な経営活動の収支額を示したものであります。

水道事業収益の総額は52億8,587万3,000円を予定し、前年度予算額と比較しますと0.9%の減となっております。そのうち企業団の主な財源であります水道料金収入及び加入金収入等の営業収益は52億8,488万4,000円、雑収益等の営業外収益は98万9,000円を予定しております。

支出につきましては、水道事業費用の総額は51億9,588万6,000円を予定し、前年度予算額と比較しますと1.1%の減となっております。主なる内訳を申し上げますと営業費用が49億9,656万5,000円で、そのうち茨城県企業局に支払う浄水費は25億4,250万9,000円を予定し、営業費用の50.9%を占めております。営業外費用は、1億8,251万円を予定し、内訳といたしましては借入金に対する支払い利息が1億5,786万7,000円、消費税納付額等が2,464万3,000円であります。

それから、特別損失として1,481万1,000円を計上しておりますが、内訳といたしましては、水道料金の不納欠損額等が681万1,000円、企業債の繰上償還補償金が800万円となっております。したがって、平成19年度における損益計算では、純利益が1,782万6,000円となる予定であります。

続きまして、第4条の資本的収入及び支出についてであります。この予算は建設改良工事の施工及び企業債の償還等に係る費用であります。

まず、収入については、総額で7億3,690万7,000円を予定しております。その内訳といたしましては、企業債の借入金7億2,000万円、消火栓設置等の負担金が1,690万7,000円となっております。

次に、支出につきましては、総額で19億2,951万2,000円を計上しております。

その内訳を申し上げますと建設改良費は16億1,455万2,000円を予定し、そのうちの工事請負費は14億490万円で、内容といたしましては、配水管布設工事費が8億6,320万円、配水管布設替工事費が3億3,090万円、舗装復旧工事費が4,340万円、消火栓設置工事費が990万円、配水場受電設備工事費1億5,750万円となっております。

また、営業設備費につきましては、量水器及び固定資産の購入費といたしまして2,133万1,000円を予定しております。

企業債償還金につきましては、3億1,196万円を計上しております。

資本的収入及び支出の概要は以上であります。11億9,260万5,000円の支出資金が不足いたしておりますので、その補てん財源につきましては当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,216万1,000円、過年度分損益勘定留保資金2億2,864万1,000円、及び当年度分損益勘定留保資金8億9,180万3,000円を予定しております。

次に、第5条は企業債についてであります。起債の方法、目的及び利率等を定めたものであります。普及率の向上及び給水量の増大を図るために、水道未整備地域における配

水管布設工事等の工事費として、限度額を7億2,000万円とした企業債の借り入れを予定するものであります。

次に、第6条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費についてであります。職員給与費が6億8,066万円、交際費が50万円となっております。その経費の性質上、予算の流動的な執行になじまない経費として定めたものであります。

次に、第7条は主な棚卸資産購入限度額であります。3,924万6,000円を予定しております。棚卸資産である材料と量水器につきましては、企業団の経営活動に支障を来さないように常に一定の数量を貯蔵品として保管しており、法に基づき購入限度額を定めております。

以上が本日ご提案申し上げました議案の概要であります。詳細につきましては、議案書に添付しております説明書によりご理解を賜りたいと存じます。何とぞ慎重なる審議を賜り、適切な決定をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（貫井 徹君）

これから質疑を行います。通告の順番に発言を許します。

4番、鈴木かずみさん。

<4番、鈴木かずみさん 登壇>

○4番（鈴木かずみさん）

改めましてこんにちは。日本共産党の鈴木かずみでございます。傍聴の皆さん、多数おいいただきまして、雨の中大変ご苦労さまでございます。

それでは、議案の質疑に入ります。議案第1号、県南水道企業団行政財産の使用料徴収条例についてです。

行政財産の使用を許可した場合に使用者から徴収する使用料を定める条例ですが、土地、建物、自動販売機、物品販売等の使用料についての条例制定の根拠について伺います。また、想定される事例について、職員の駐車場だけなのか。また、そのほか具体的に説明をお願いしたいと思います。また、この条例が施行されての収入試算について伺います。

次に、議案第2号、給水条例の一部を改正、加入金の引き下げ条例についてです。

25万円の加入金が高いので、本管が通っていても水道を引かない世帯が多く、加入金の引き下げを求めてきました。長い道のりでしたが、日本一高いとも言われた時代もあり、今はそれほどでもなくなっているようですが、いずれにしても高い加入金の引き下げが実現しました。

今まで一般家庭用は一律25万円で計算されていたものが、給水管の口径13ミリで16万円、20ミリで22万円、25ミリで25万円、200ミリでは1,127万円と大口業務用まで10段階に分けて設定されております。加入金が引き下げられたことによって、加入をためらっていた世帯などが加入に踏み切ることを期待するところですが、加入促進の予測をどのように見ているのか。普及率は全体で78%ですが、取手市が85.5%、牛久市が82.7%、龍ヶ崎市が

68.7%と、特に企業長のおひぎ元の龍ヶ崎は低い状況下にあるわけですが、この際加入金の引き下げをアピールしていく方策はどのように考えておられるのか。加入促進のチャンスととらえて、どのように努力をするのか。加入金収入への影響、加入促進に伴う水道料金収入への影響などを含めて対応策を伺いたいと思います。

次に、議案第4号、平成19年度予算に対する議案です。

まず、経営検討委員会について伺います。

昨年9月に経営検討委員会が立ち上げられました。県南水道企業団としてさまざまな問題点について、私どもも多く指摘をしてきているところです。現状をどう認識し、検証しているのが基本になれば、どう解決するのが見えてこないと考えます。ずさんな経営だから検討するのか。検討すれば改善できる課題がたくさんあるから委員会が立ち上げられたものと当然思うわけです。今回の予算に、何をどのように検討し、反映できたのか。また、残された課題と今後の方向について伺います。

次に、監査委員の指摘事項についての改善はどのように反映されたのか、伺います。

再三にわたって強く要望してまいりました民間の監査委員が選任されまして、昨年の決算議会においては初めてでしたが、民間監査委員の戸澤淳子さんは3点について指摘をされました。

1つには、企業債の未償還のもので利率の高いものから繰上償還をすることとありましたが、利率の高い企業債の繰上償還について、今回やっと補償金800万円で実施することができたと思っておりますが、実態と今後の見通しはどうか、伺います。

2点目は入札の改善についてです。随意契約の見直しについてはもう少し検討の余地があるのではないかと監査委員が指摘をしております。いみじくも2月17日の新聞報道で、国の方でも一般競争入札にしていく方向性と認識しております。入札制度の改善について伺います。

3点目の指摘は不納欠損についてです。これらの3点の指摘事項についてどのように検討され、予算編成に当たって改善をされたのか、伺います。

次に、減価償却についてです。

減価償却については、これもまた国が減価償却制度の拡充による減税策をとろうとしており、民間大企業においては巨額の設備投資をする大企業ほど恩恵を受けられるようにしようとしていることは皆さんご承知のこととあります。

県南水道企業団においてはこのことは直接関係はないと思いますけれども、先輩議員の皆さんが、施設については、今まで全部住都公団からもらったものであり、なぜみなし償却にしないで、減価償却にするのかと指摘をしてきたところです。今回の予算の中で、減価償却の増額分について、前年度予算額に比べて1,687万4,000円増額されておりまして、合計で8億9,866万5,000円となっておりますが、その理由と内容について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。事務所長、宮本 満君。

<事務所長、宮本 満君 登壇>

○事務所長（宮本 満君）

鈴木議員の質疑にお答え申し上げます。

まず初めに、行政財産の使用料徴収の根拠につきましては、地方自治法第225条により、行政財産の使用許可をした場合には使用料を徴収することができるかと規定されております。また、使用料に関する事項につきましては、地方自治法第228条において、条例で定めなければならないとなっております。これらの規定に基づき行政財産の使用料徴収条例をこのたび制定するものでございます。

行政財産使用の事例といたしましては、先ほど鈴木議員からもありました職員の自家用車駐車場、そのほかに県南管工事協同組合の事務所敷地、事務所庁舎内の自動販売機等でございます。

また、使用料収入の試算についてでございますが、今回の予算書にはまだ計上しておりませんが、職員の駐車場が71人分で119万2,800円、県南管工事協同組合事務所敷地が12万6,100円、自動販売機が4台で8,000円、合計いたしますと年間で132万6,900円となります。

次に、加入促進の予測といたしましては、昭和57年度より導入した1㎡当たり25万円を、このたび平成19年度より、口径別加入金制度に変更になるため、比較的水栓類が少ない住宅等が対象になると思われる口径13ミリが16万円、一般家庭向けの口径20ミリを22万円に改定し、加入者の増加を見込んでおります。また、企業、学校、病院等の大口需要者においても、井戸水から上水道に切りかえ、加入していただけるものと予測をしております。

加入金収入の影響については、前年度予算額と比較しますと8,435万円の減額を見込んでおります。不足分については人件費及び経費の節減に努力し、加入金の減収分を補ってまいりたいと考えております。

また、加入促進に伴う水道料金収入への影響につきましては、給水量の増大を図って責任引き取り水量の早期解消を目的としたこのたびの加入金改定をすることにより、需要者が上水道に加入し、有収水量がふえて、水道料金収入も増加することを期待しております。

次に、経営検討委員会についてでございますが、検討委員会は昨年9月15日に設置され、これまで2回ほど開催しております。平成19年度予算についてはどのように検討したのかとのご質問でございますが、19年度予算案については、第1回目の検討委員会においてその内容等について協議をいたしております。その中で加入金の見直しの検討を行い、その後、正副企業長会議において協議をいたしまして、管理者の英断により、本日、定例会に値下げの提案をいたしているものでございます。経営検討委員会はまだ2回ほどしか開催されておりましたが、今後は事業全体について本格的に見直し等についてスケジュールを組み、協議検討を行い、これからの企業団の事業運営に反映してまいりたいと思っております。

監査委員の指摘事項の改善についてでございますが、第1点目の企業債の償還につきましては、平成19年度予算において利率が7.2%のものを繰上償還するために5,886万9,553円を予算計上しております。繰上償還補償金を800万円ほど支払いいたしましても約300万円の節減になります。今後におきましても事業資金に余裕があれば、利率の高いものについて繰上償還を行い、経費の節減を図ってまいります。

2点目の委託料の契約に関する入札等の見直しについてでございますが、入札に関しましては地方自治法及び会計規程に基づき、常に競争性及び透明性を図りながら執行いたしております。業務委託における随意契約につきましては、今後さらに検討いたしまして、透明性のある方法に見直しをしてみたいと思います。

3点目の水道料金徴収不納欠損額についてでございますが、水道使用者の公平性を図るために、水道料金の未納者に対し、督促請求及び給水停止、転居先の調査などを徹底し、料金の早期解消を図り、不納欠損額の減少に努力をしてみたいと思います。

最後に、減価償却についてでございますが、減価償却費の増額につきましては、主に建設改良費を毎年10億円以上予算に計上して、年度末に資産に振り替えております。そのために毎年固定資産の減価償却の計算を行いますと減価償却費が3,000万円程度ふえる予定になっております。また、無償譲渡分の減価償却の会計処理の方法につきましては、地方公営企業法施行規則第3条第1項の規定に基づき帳簿原価を定めまして、定額法により減価償却を行っております。今後も継続性の原則に基づき、みなし償却は行わず、これまでのとおり処理をしてみたいと思います。

減価償却費の改正につきまして……、すみません、ちょっとの間、鈴木議員と打ち合わせした件について予定していましたので、みなし償却の点まで申し上げます。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。4番、鈴木かずみさん。

<4番、鈴木かずみさん 登壇>

○4番（鈴木かずみさん）

加入金の引き下げ条例についてなんですけれども、加入金の引き下げによる効果、プラス、マイナス出てくる部分もあり、すぐには結果も出ないとも考えられますが、積極的に努力をする機会でありますので、今後の展開と状況を見ていきたいと思っております。

次に、経営検討委員会についてなんですけれども、今回加入金の見直しがされたということでしたけれども、まだまだこれから課題が山積みではないかと思っております。今後について、大幅に検討されると見てよろしいのか。コスト削減なども検討されると思っております。また、以前から指摘している料金体系の見直し、量水器使用料の廃止、公道部分の私費負担の見直しなど山積みの課題があります。利用者の視点、市民の目線での改革が行われることを強く要望するものですが、その点について再度伺います。

監査委員の指摘事項についてなんですけれども、事業年報の中に企業債の明細書があり

ますけれども、政府債、公庫債、7%台から4%台まであり、全く高い利率で、我々の高い水道料金がこんなところにも充てられているのかと思うと大変ばかばかしく思うのは私だけではないと思います。さらに今後の対策、対応についての見解を伺います。

次に、入札制度の改善についてですけれども、以前、随意契約について質問しましたときに、電算システムについては9,500万円ですか、どうしても随意契約でなければならないような答弁だったと記憶しておりますけれども、この際、改善できる見通しがあるのか、全く難しいと判断しておられるのか、その点について伺います。一般競争入札にすることによって、透明性が図られることとあわせて、経費節減につながることを期待されると考えられますが、その点についてのどのような見解を持っているのか、伺います。

以上です。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。事務所長、宮本 満君。

<事務所長、宮本 満君 登壇>

○事務所長（宮本 満君）

経営検討委員会についての検討事項についてでございますが、まだ2回ほどで、これから月に1回、2回必要に応じて開催してまいります。2月8日に第2回目を開催して、その時点において、今後の課題ごとにスケジュール表をつくって、そのスケジュールに基づいて各構成市の担当課長、財政課長等にお集まりをいただいて協議していくことに決定しております。今回は加入金の見直しについて協議し、管理者会議において決定したわけでございますが、まだまだこれから、企業団は改革することがいっぱいございます。経費のコスト削減、入札等の改革といたしまししょうか、あとは随意契約についても見積もり合わせではなく、入札できるものは入札に、また、一般競争が妥当なものについては一般競争を取り入れるとか、まだ各構成市のいろいろなものについて参考にし、また、指導していただき、検討していくようになっておりますので、検討委員会はまだまだかなり何年間にわたって検討課題について検討していきますので、一、二回で終わるものではございません。それについて、また今後、この後、鈴木さんの一般質問でもありますように、料金関係、量水器、その他公道分とかもろもろいろいろな値下げ、見直し部分がありますので、その辺のところも検討委員会を通して、また、管理者会議においていろいろ討議してまいります。

次に、計算センターの、約9,000万円ほど年間契約しております。これについては、これまで随意契約で契約しておりますが、監査委員の指摘もございまして、今、内容とか費用、それについてITコーディネーターという専門家に分析をしていただいて、3月いっぱいその分析結果報告書が出るようになっております。それに基づき、今後の下水道料金一元化に向けての電算システム構築費などに参考にしていき、やっていくように今予定しているところでございます。

いろいろ検討委員会で企業団の内容については、改革といいたいでしょうか、やっていきますので、その辺、ご理解をお願いします。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。これで鈴木かずみさんの質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。

1 番、朝比奈通子さん。

< 1 番、朝比奈通子さん 登壇 >

○1 番（朝比奈通子さん）

1 番、朝比奈通子でございます。議案第 2 号につきまして質問をさせていただきます。

茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についてですけれども、今の鈴木議員からの質問もございましたので、ダブったところを省略していただいて、お答えをお願いしたいと思います。

まず、公共施設とか学校等の加入率とはということですが、以前にも公共施設、学校等の上水道の普及率について一般質問をしたときに、普及率がかなり低いということに驚いた記憶がございますので、今回の加入金の実質的な引き下げに伴って、今どうあっているのかということをお尋ねしたいと思います。そして今後それをどうしてふやしていこうとしているのか。加入金の減8,435万円を計上されているということですが、そのような減を一体どういう形で営業努力をされるのか。加入促進策については考えられることを全部期待しているという表現でお答えになっていらっしゃるけれども、やはり具体的に、今こういう公営企業も厳しい環境に置かれているはずですので、ぜひ目標値を設定して頑張ってくださいというふうに思うんですけれども、その辺についてお答えをよろしくお願いいたします。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。事務次長、関口禎男君。

< 事務次長、関口禎男君 登壇 >

○事務次長（関口禎男君）

それでは、朝比奈議員のご質問にお答えいたします。

公共施設、学校等の加入率、大型工場や商業施設の加入状況についてご説明をいたします。

初めに、学校等の加入率でございますが、平成17年度末のデータでは、141校中111校が上水道を使用しておりまして、加入率は79%でございます。未加入でありました東洋大学附属高等学校は平成18年10月より給水開始となっております。また、取手第一高等学校、牛久栄進高等学校につきましては平成19年度中に上水道を使用する予定であります。

次に、公共施設関係では、224件中175件が上水道を使用しておりまして、78%の加入率となっております。

大型工場につきましては、現在取手市にありますキリンビール取手工場、キャノン取手工場、日清化成工場等であります。龍ヶ崎市にありますつくばの里工業団地の給水につきましては、平成18年度から配水管布設工事を進めております。また、牛久市にあります桂工業団地、奥原工業団地につきましては平成20年から3年計画で進める予定でございます。商業施設につきましては、主に龍ヶ崎市にあります複合のショッピングセンターや取手市、牛久市にありますほとんどの大型店において使用しております。

次に、加入金の減額分の補てんについてでございますが、平成19年度予算では4億2,565万円を計上しており、前年度予算額と比較しますと8,435万円の減額となっております。その減額分の補てんにつきましては、水道料金収入の増額分約1,900万円を見込んでおります。また、支出におきましては、人件費の削減分約4,800万円、そのほかに工事請負費等の削減により補うものであります。

最後に、加入促進策といたしましては、先ほど鈴木議員さんの回答と同様となりますが、責任引き取り水量の解消を目的に、加入促進の努力を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願いします。

また、目標値を設定すべきではとのご質問につきましては、平成13年の計画において、普及率は平成32年で92.1%を目標といたしております。

以上でございます。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。1番、朝比奈通子さん。

<1番、朝比奈通子さん 登壇>

○1番（朝比奈通子さん）

ありがとうございました。公共施設、学校等が随分加入が進んだというふうに認識をさせていただきました。防災計画とかいろいろな中でも大変重要な、避難所としての学校とか公共施設の、本当の二次的な目標ではあるんですけども、大変大きな役割も担うものでございますので、随分進捗しているなというのが実感なんですけれども、ぜひ目標はあくまでも100%ということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

商業施設、また、6国沿いにも大きな商業施設がオープンを間近に控えていて、もちろん上水道だろうとは思ってございましたけれども、ほとんどの商業施設が使用して下さっているというようなことだったんですけども、使用していないところがあるのかどうか。別に個別の情報は結構でございますので、そういうところがあるのだとすれば、あるのか、ないのかだけお答えをお願いします。

それから、目標値に関しては平成32年度で92.1%というこの目標でということでございます。また、1,900万円の給水事業での増、それから、人件費で4,800万円の削減というようなお話でしたけれども、本当に可能なのかなと思っちょっと不安になってしまうんですけども、工事請負などのことに関しましては入札そのほかでご尽力をもちろんお願

いしたいと思っておりますけれども、人件費の4,800万円について、もし具体的にこの数字が出ているのだと思うので、そちらについてご説明が可能であればよろしくお願ひしたいと思います。

ますますのご努力をよろしくお願ひいたしまして、質問といたします。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。事務所長、宮本 満君。

<事務所長、宮本 満君 登壇>

○事務所長（宮本 満君）

朝比奈議員さんの質問にお答えします。

1点目の大型店舗等で使っていないところはあるのかということでございますが、水道管整備率がまだ100%になっておりません。現在県南水道全体で普及率が80%ということは、管網整備率もそのくらいかなということで、水道管の入っている地域においては、ほとんどの大型店舗、マンション等、住宅、入っていただいております。まだ、管網整備されていないところの店舗につきましては井戸水でやっているかと思っております。また、大口とかマンションとかで、団地造成、区画整理で本管整備の要望があったところにおいては、公道については企業団で施工するように今現在進めておりますので、そういう要望があったところについては優先的に工事をしております。多分、商業施設で入っていないところは小規模な店舗、個人店舗というところが多いのではないかと思います。

また、学校、病院、公共施設等は、先ほども県立高校が3校ほど私立高校と合わせて入ってくれるようになっております。これらについても企業団の管理者、3人の市長さんがそれぞれ県の方に働きかけ、それなりに、あとまた店舗にも働きをかけて、加入してくれるようなことで話が進んで実現したわけでございます。これから19年度、この議案第2号、給水条例が議決されれば、大口の加入金は、今まで学校等は生徒の数、また、工場等、店舗は建物の床平米でこれを徴収しておりました。これについてはかなり高い金額、大型は500万円とか1,000万円とかなってございました。これが13から20の口径別になりますので、この単価については参考に申し上げますと茨城県の平均単価を取っております。13から20は平均単価よりちょっと高いのですが、25以上は茨城県の平均単価を採用しております。そういうことで、特に県南水道の加入金がよそよりすごく高いということはなくなったかと思われまます。

そういうことで、今後大型店舗、学校、病院等は加入金が安くなりますので、井戸から切りかえしやすくなるので、その辺で加入がふえて、水道使用量がふえて、料金収入がふえてくるかなということで期待しております。

もう1点、加入金の減額分を人件費で4,800万円を節減ということで、厳しいのかなということでございますが、これにつきましては、現在、18年度で職員が4名ほど退職なされて、その分補充なしです。19年度に2人定年でやめて、この分も補充なしで、2年間で

6名ほど定数より減ります。この人件費の削減4,800万円は、これは18年、19年比較しまして3人分予算で減額ということで4,800万円、給料、手当、福利厚生費とかいろいろ合わせてでございます。その分、職員は今どこの自治体も財政が厳しく、新規採用はほとんどとってないのが現状でございます。県南水道においても新規採用はここ2年くらい見きわめて、業務を委託できるものは業務を委託し、また、臨時職員でできる単純作業は臨時職員等を採用して頑張っていくつもりでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。これで朝比奈通子さんの質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。12番、結城 繁君。

< 12番、結城 繁君 登壇 >

○12番（結城 繁君）

皆さんこんにちは。12番、取手市の結城 繁です。通告に従いまして、第4号議案、平成19年度事業会計予算に関していくつか質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、委託料で上下水道料金統合準備経費として1,575万円が計上されております。既に前定例会議で上下水道の料金徴収一元化につきましてはいろいろと質問が出ておりました。下水道の料金徴収は、県南水道のメーター水量を目安としているわけですから、払い込みが1回で済み、水道利用者の利便性や3市にとってもトータルコストの経費節減を考えると早急に進んで欲しいと思っております。

そこで質問ですが、この統合準備経費の具体的な使われ方と現時点での進捗状況を教えてくださいませんか。

また、金融機関収納委託料とコンビニ収納委託料についてです。手数料の違いのためか、コンビニ収納委託料がかなりの金額になっております。それぞれの取り扱い金額や件数がどのようになっているのかを教えてくださいませんか。

また、次に、特別損失として計上されております不納欠損額があります。既に鈴木議員からも出ておりますが、独立採算制の企業体としては原則的にこのようにいくら黒字が出ているからといって、不納欠損がふえていくことは運営破綻にもつながりかねません。また、利用者の公平性を図るためにもこの辺の対応が必要かと思いますが、この辺に関してのお答えをいただけますでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。業務課長、野口君子さん。

< 業務課長、野口君子さん 登壇 >

○業務課長（野口君子さん）

結城議員さんのご質問にお答えいたします。

上下水道の料金徴収一元化の進捗状況につきましては、平成18年1月に、2市1団体と企業団の間で、上水道及び公共下水道使用料金賦課徴収事務の共同処理一元化に関する覚書を取り交わしたしまして、牛久市を中心として現在会議を行っております。現在は企業団の料金調定業務委託関係の業務内容の精査作業をITコーディネーターに委託をいたしまして進めております。精査が終わり次第、上下水道の料金徴収一元化の電算システムを構築していく予定であります。当初の計画では、平成20年1月から予定しておりましたが、電算システムの構築後、企業団規約の変更を構成市議会で議決していただき、その後茨城県知事の許可、2市1団体と企業団による協定書の締結、企業団給水条例の議決、使用者への広報期間等がありますので、多少遅延するものと思われま

次に、金融機関、コンビニ収納についてでございますが、金融機関には口座振替手数料として、1カ月平均6万6,740件、1件当たり税抜きで10円の手数料を支払っておりますので、税込みで836万750円の予算を計上いたしております。口座振替収納は1月現在で全体の81.4%であります。

コンビニ収納につきましては、平成16年4月より、時代の要請により、またお客様の利便性、収納率の向上等を図るため開始いたしました。1カ月平均1万3,900件、1件当たり税抜きで52円の委託料を支払っておりますので、税込みで911万8,200円の予算を計上いたしております。

最後に、不納欠損であります。平成19年度は681万1,000円の徴収不能料金決算処理分及び過年度水道料金調定の漏水減免分等で、法律に基づく時効により処分するものであります。主な徴収不能の理由でございますが、会社、商店の倒産、個人破産、無断転居、県外及び地区外への転居で、転居先に請求しても振り込みがないもの等でございます。

収納率は99.9%ですが、今後も収納率を下げないよう一層努力してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。12番、結城 繁君。

<12番、結城 繁君 登壇>

○12番（結城 繁君）

答弁、ありがとうございました。料金の一元化に関しましては、なるべくスムーズにいていただくことをお願いいたします。

最後に一つ、コンビニ収納の件に関しましては手数料の件で、利便性を考えればいたし方ないのかなと思っておりますが、ことしの自治法改正でクレジットカードが公的収納に幅が広がるというお話がございます。県南水道企業団におきまして、そのようなクレジットカード、それから、JRが今行っていますスイカ、要するに電子マネーが非常に加速的に今動いております。こういったものを使用料の徴収として可能かどうかを最後にお尋ねいたし

ます。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。事務所長、宮本 満君。

<事務所長、宮本 満君 登壇>

○事務所長（宮本 満君）

結城議員さんのクレジットカードによる料金の支払いについてお答え申し上げます。

これにつきましては、改正地方自治法が2006年5月31日に成立したことにより、自治体において、地方公金のクレジットカードによる納付が可能となりました。この法律の施行日は2007年4月1日となっておりますが、現状におきましても地方税であればカード納付が可能でございます。また、法律の解釈の仕方により、既に水道料金のカード納付を導入しているのも全国には1、2事業体ございます。

当企業団におきましては、現在カード納付の導入については考えておりませんが、今後におきまして需要者から要望が多くなり、また、企業団としてのメリット等があれば、検討してまいりたいと考えております。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。これで結城 繁君の質疑を終わります。

以上で通告されました議案の質疑が全部終わりました。

◇討論

○議長（貫井 徹君）

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、反対の方の発言を許します。4番、鈴木かずみさん。

<4番、鈴木かずみさん 登壇>

○4番（鈴木かずみさん）

議案第4号、平成19年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算に対する反対討論をいたします。

今庶民の暮らしは、政府の景気回復というかけ声とはほど遠く、特に貧困と格差がますます深刻になっていきます。必死で働いても貧困から抜け出せないワーキングプアは、少なくとも400万世帯と言われております。この5年間で年収200万円以下の労働者は157万人もふえたそうであります。生活保護世帯も急増し、全国で27万人もふえて108万世帯になっているとの報告があります。従来水道料金に対する感覚の中で、水道料金が高いと言ってもさほど影響はないよといった時代もあったかもしれませんが、本当に苦しい世帯がふえている昨今の実態の中、加入金の見直しのほかは対応策どころか、予算編成に当たって利用者の立場に立った真摯な検討がされたとは到底感じられないのであります。早急に経営の見直しを含め、総合的に見直しを図り、利用者に利益の還元を図ることができるよ

う強く求めて、平成19年度県南水道企業団水道事業会計予算に反対をいたします。

○議長（貫井 徹君）

次に、賛成の方の発言を許します。8番、大塚弘史君。

<8番、大塚弘史君 登壇>

○8番（大塚弘史君）

第2号議案について賛成の討論をいたします。

前企業長のときから、私は公明党の代表として、加入金の値下げを主張してまいりました。さらに、昨年11月17日に開催されました18年第2回の本定例会において、再度加入金の値下げを提案させていただきました。そのときの会議録が先ほど配付されましたので、一部引用させていただきます。

まず、私の質問です。「管理者の皆さんもマジシャンの集団ではありませんので、いくら要求されても、無い所から物は出せないと思います。しかし、ここは給水加入戸数大幅増加の投資と考え、現行の加入金を思い切って見直し、値下げすべきと考えますが認識をお聞かせください」。これに対する企業長の答弁です。一部です。「来年4月よりこの加入金については値下げをする方向で、検討しておるとというのが現状でございますので、なにとぞご理解ください」と。

加入金は、当企業団が赤字転落を食いとめるための重要な財源としている現状の中で、公明党と並びに当議会の多くの友好の議員の要望を受け入れ、今回決定していただいた加入金の値下げを大いに歓迎いたします。この値下げにより、加入戸数が大きく増加し、結果として、給水料金の値下げにつながることを願います。

以上で第2号議案に対する賛成の討論といたします。

○議長（貫井 徹君）

そのほかありませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

○議長（貫井 徹君）

討論なしと認めます。これで討論を終結します。

◇採決

○議長（貫井 徹君）

これから議案第1号から議案第4号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第1号、茨城県南水道企業団行政財産の使用料徴収条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○議長（貫井 徹君）

起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決と決しました。

議案第2号、茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○議長（貫井 徹君）

起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

議案第3号、茨城県南水道企業団自治功労者表彰条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○議長（貫井 徹君）

起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

議案第4号、平成19年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○議長（貫井 徹君）

起立多数です。従って、議案第4号は原案のとおり可決と決しました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は午後3時15分といたします。

休 憩 午後 3時00分

再 開 午後 3時15分

◇日程第4 一般質問

○議長（貫井 徹君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。日程第4、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。6番、茶谷 巖君。

<6番、茶谷 巖君 登壇>

○6番（茶谷 巖君）

皆様こんにちは。牛久市議会公明党の茶谷 巖でございます。通告に基づいて質問をさせていただきます。

このたびの質問は、我が県南水道企業団の価格体系に関する中・長期の展望をお伺いしたいということであります。

さて、ほんの少し前まで、我が国では一般的に「水と安全はただ」というふうに言われていたように思います。しかし、現実はお金を出して買うということが適切な表現のようで

あります。近年、一般家庭における浄水器の利用は増しているように思います。また、ペットボトルの飲料水が売れていることも普通の状態となっているようでもあります。水は、人間生活にとって必要不可欠なものであり、単位当たりの料金はもちろんのこと、使われる量によって計算される総額が少ない方がよいことはこれまた当然であります。

このたびの質問の内容は次の3点としました。1、県南水道の水は、本当に高いのか。2、料金体系は変えることができるのか。3、正しい、かつ必要な情報は提供されているかという3点であります。

1に、よく聞かれる言葉としての「水道代が高い」ということについてお伺いいたします。高いと言われる中身を当企業団としてどうとらえておられるのでしょうか。

1に、ほかの地域、他の水の事業体と比較して高いのか、安いのか。1単位当たり、例えば1トン当たり、または給水管の口径などでありますが、どのようになっているのでしょうか。そしてその比較の差額はどうかをお聞きしたいところであります。

2に、その理由はなぜなのか。どういう経緯でそのようになると分析しておられるか。事業としての地理的条件や歴史と経営管理上の視点からはどのようにとらえておられるのでしょうか。わかりやすいご説明をお願いいたします。状況によっては決して高くないんですよというお話もあってよいと思います。

2つ目に、今述べたことにつながりますが、水道料金の値下げは利用者にとって必要なことであり、それは可能であるという事柄についてお伺いいたします。ついでには、その値下げは可能なのかどうかをまずざばりとお聞きしたいと思います。次に、1単位当たりいくらか可能なのか。また、そのときにはその手法や考え方はどのように展開されるのか。

3つ目に、仮に値下げを行った場合の企業団の収支の見通しと今後の事業展開は持続可能なのかどうか。私の考え方は、公営企業である以上、地方自治体以上に財政破綻は許されず、安全・安心の水を長期的、永続的に供給することが最大のテーマであると考えております。同僚議員、公明党議員の提案からのアスベスト管・鉛管等の水道管の取りかえなどのいわゆる公害問題への対処はもちろん、災害時への備え、近くは品質管理上のミスからくるメーカー責任のご苦勞を思いますときに、私も大変に高く評価させていただいております当県南水道企業団職員の皆様のご努力のもとに、企業の社会的使命のもとに永続できることが何よりも重要と考えます。

3つ目に、県南水道の事業内容全般についての情報の共有化であります。会計原則に基づいて、明瞭性、そして継続性の原則のもとに集積されたデータが利用者と共有化され、納得を得ていくことが重要と考えます。外部有識者を監査委員に迎えて、事業収支の透明性を高め、そしてそれを公表していく部分で、その視点からのコスト分析の評価も大いに活用すべきと考えているところであります。大事なことは、わかりやすい合理性、そして納得性のあるデータを提供して、水の利用者に理解してもらおうという取り組みをお願いしたいということでもあります。

以上、3つの切り口からお尋ねしたところですが、それぞれのポイントが整理統合された上で、現状の企業体として水道料金の価格体系についての変更のことについて、中・長期の展望をお伺いし、可能な部分での水道料金の値下げについて住民ニーズにこたえるべきであるとアピールをさせていただき、当企業団所属公明党4人の議員を代表してお伺いするものであります。

以上で初回の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。企業長、串田武久君。

<企業長、串田武久君 登壇>

○企業長（串田武久君）

茶谷 巖議員さんのご質問にお答えいたします。

まず初めに、当企業団の水道料金に関する質問についてであります。社団法人日本水道協会の調べによりますと、家事用料金において10㎡使用の場合、全国平均が1,470円、茨城県平均が1,727円、当企業団におきましては1,501円となっております。当企業団の水道料金は、全国平均より少し上回っておりますが、茨城県内においては平均より下回っております。特に高いものとは考えておりません。

水道料金につきましては、全国の水道事業体において格差があるのが実情であります。その要因といたしましては、各事業体の経営上の諸条件の相違がございます。その主なものといたしましては、水源の種類の違い、水道の建設費及び維持管理費のコスト、また、地域の人口密度や普及率、生活様式等による需要構造等の違いがあるわけであります。当企業団におきましては、過去において財政状況が悪化して、昭和51年から昭和59年までの9年間で4回の値上げを繰り返しております。その赤字補てん財源として、昭和57年4月より給水加入金制度を導入いたしました。その後、団地造成等の開発が行われ、水道加入者も増加をし、加入金徴収も安定して入っておりますので、水道料金の基本料金、超過料金については昭和60年から22年間値上げをせずに、現在は黒字の財政状況が続いておるわけであります。

次に、水道料金の体系についてでございます。水道料金の体系は、大別いたしますと口径別、用途別、その他の3種類に分類されます。当企業団は発足当時から用途別体系を採用しております。一般家庭が該当となります家事用料金は安く設定され、官公庁、学校、病院等の団体用料金及び各種の営業等に使用いたします営業用料金は割高に設定されております。用途別によって使用料金の格差があることは不公平性も感じられますので、料金の見直しをする場合には基本料金、超過料金、量水器使用料など単一ごとの見直しではなく、料金体系全体の見直しを検討し、公正で妥当な料金体系となるように十分な配慮が必要であると考えております。

加入金の値下げ等による効果があらわれて、井戸水から上水道への切りかえが多くなり、

有収水量の増加に伴い、水道料金収入もふえ、水道料金による健全な経営状態になった場合は料金の見直しもできるものと考えております。

情報提供の件につきましては、当企業団では情報公開制度を導入しております。事業の内容及び収支等につきましては、水道事業年報及び決算書を作成し、それぞれ配布を行い、情報の提供をしておるところでもございます。

今後の展望につきましては、当企業団も創設以来四十数年を経過し、配水場及び配水管など一部の施設においては老朽化が進んでおりますので、更新事業の計画を策定し、順次施工していかなければなりません。今後10年間はかなりの工事費が必要になると思われまますので、当企業団の財政もだんだんと厳しくなるものと予想されます。今後におきましては収入の増大を図るよう努力をし、また、支出の削減等を積極的に行って、健全で安定した経営を進めてまいりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。6番、茶谷 巖君。

<6番、茶谷 巖君 登壇>

○6番（茶谷 巖君）

ただいまは価値ある答弁をいただいたと思っております。水道料金の値下げは決して不可能ではない。経営の取り組みによっては可能であるという大変希望あふれる答弁であったと心から感謝を申し上げる次第でございます。

つきましては、2回目の質問であります。私ども所属しております本体の議会においては改選が行われまして、再びこの場に戻る事が可能かどうか未定でありますので、それらを含めて要望等を申し述べさせていただくことをお許しいただきたいと思っております。

私たち公明党議員、この県南水道企業団に所属する議員は、龍ヶ崎市より山本、大塚、取手市より貫井、そして私、牛久市より茶谷と4人が当県南水道企業団議会に参画させていただいております。

この間、議会選出の監査委員2名を1名とし、外部有識者監査委員として税理士等から1名ということが実現いたしました。また、職員の退職時の特別昇給制度の廃止、さらに、水道管のアスベスト管・鉛管等の取りかえ、そして先ほどお話がありました、まことに長年の課題であった加入金値下げを訴えてきましたところ、先ほどの議決を得ましてまことに感無量であります。企業長、そして関係者の皆様のご英断に大変に感謝するところであります。

公明党の理念としては、未来に責任を持つ政治ということをお訴えております。高いと言われ続けている水道料金の値下げについても今後粘り強く取り組んでまいります。そして先ほど前向きに検討するとの、長期ではありますが、答弁をいただきまして大変に感謝しております。これをもって要望を含めての2回目の質問を終わらせていただきます。

大変にありがとうございました。

○議長（貫井 徹君）

これで茶谷 巖君の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。4番、鈴木かずみさん。

<4番、鈴木かずみさん 登壇>

○4番（鈴木かずみさん）

ただいまは公明党さんの水道料金値下げについての質問がありまして、大変心強く思っておりましたところ、料金の見直しも可能という答弁がありまして、これまた初めて心強い答弁があったと思っております。

水道料金の見直しについて質問いたします。

最初に、県南水道の大もとであります県の状況について一言述べさせていただきます。

茨城県は、将来の人口予測や水需要の想定をもとにした水の需要計画であります「新長期水需要計画（茨城水のマスタープラン）」の見直し案をこの1月16日に公表したことは報道などで皆さんご承知のことと思います。これまで過大な水源開発で、水余りと関東一高いと言われている水道料金となっている茨城県、今、1日22万7,000トンの水道水が余っている状況です。1人当たりの使用量を1日400リットルで計算しますと、水戸市、つくば市、取手市民分の水が余る計算になっていると言われております。この案によりますと、今までの1人当たりの最大給水量を508リットルから455リットルに、さらに人口想定も323万人から現在の人口と同じ297万人に引き下げて下方修正をしております。余った水は環境用水や危機管理水量に使うとしております。

これまでこのプランの見直しについては、日本共産党は再三、県議会も含めて求めてきたものであります。

また、全国的にもこうした見直しが進められており、先日は横浜市を訪ねて状況をお聞きしてまいりました。横浜市の水道事業は全国初めて施行されたそうです。その後函館、長崎、東京に普及していったとのことで、港を中心に普及してきたことなど私も初めて知りました。それはそれとして、横浜は、人口規模、設備状況等々違いがありますが、やはり綿密な計算をもとにかなりの下方修正を行っております。現在の給水能力1日182万トンに対して、20年後の予測を最大でも日154万トンにとどまり、保有水源や施設能力の余裕が発生する見込みだというプランの修正になっております。節水化率の補正というのがあります。トイレ、お風呂、洗濯機、食器洗い機など節水型仕様機器がかなりのスピードで普及している関係もあり、今後の水需要は修正を必要としている時代だということを改めて強く学んでまいりました。

こういう状況下にあつて、我が県南水道企業団におきましても、県水契約水量については資本費として実態に合わない契約水量を押しつけられていること、そのために利用者が払う水道料金が高くなっている一つの大きな原因になっているわけです。今、水需要予測

の見直しなど根本的な見直しの動きが出てきていることを機敏にとらえて、県に対しても強く要望を出していくチャンスだと考えます。見解を伺います。

また、どう考えてもおかしなことがこの水道料金の体系の中にあります3点について伺います。

基本料金の体系についてですが、基本水量10m³未満の利用者、今や32%になっています。しかもその半分は5 m³以下。1人暮らし世帯や高齢者世帯などの負担を軽減し、さらに料金全体の見直しを図るべきです。基本料金そのもの見直し、使っていない水の料金を徴収するようなことは早急に改善しなければなりません。

現行では、基本水量10m³、基本料金1,400円ですが、まず、基本水量を5 m³にし、基本料金を700円にすることを具体的に提案したいと思います。現在1 m³ごとに210円の加算ですが、これも140円の加算にしますと必要な財源は1億5,000万円になります。17年度の決算での純利益は2億975万円であります。可能ではないでしょうか。見解を伺います。

次に、量水器の使用料についてです。これは言うまでもありません、ガス、電気などインフラ関係でメーター使用料など徴収しているところはありません。なぜ今までこのようなことをしてきて平気だったのか。早急に廃止をするべき課題と考えます。

次に、公道部分の私費負担についてです。これも大変おかしなことで、たびたびの指摘にもかかわらず見直しがされず、ここまできた問題であります。加入金も下がったので、新規に引く世帯もあるかと思えます。水道管の工事費用について、道路の片側に水道管が布設されるので、近い家は安くなるが、遠い家は負担が大きくなり不公平感があるという問題です。また、工事の費用は個人が払い、その後すべて企業団のものとなるのですから、全く利用者に負担させる意味がありません。訴えられても仕方がないくらいの問題ではないかと考えております。改善策の見通しについて具体的に伺います。

次に、2点目、国道6号、牛久町の本管工事についてです。

牛久市牛久町の6号国道沿いで水質汚染問題が発生したことにより、国道6号に本管整備がされました。しかし、それがつながっていなかったために、わずか200メートル弱の区域で不具合が起きております。当地はマンション建設計画が持ち上がり、マンション自体は独自に水道を引いたようですが、周辺住民は水道管を引くにはかなり遠くから、しかもケースによっては他人の土地を通して引くようなことでなければ自宅に引けない状況があります。マンション建設により地下水の破壊、凝固剤など住民の心配が広がり、6号に本管整備を求める声が聞かれております。牛久駅周辺の商業地域でありながら、水道管が6号国道に布設されていない区域について、調査の上早急に対応されたいと考えますが、見解をお聞かせください。

以上で1回目を終わります。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。事務所長、宮本 満君。

<事務所長、宮本 満君 登壇>

○事務所長（宮本 満君）

鈴木議員のご質問にお答えします。

まず、初めに県水の契約水量についてでございますが、茨城県企業局から用水供給を受けております水道事業体は、茨城県給水条例第2条の規定に基づき1日最大給水量の受給契約を締結しております。この基本水量は責任を持って引き受けなければならない水量であり、現在、企業団は8万5,880m³でございます。今後の基本水量については、平成20年度からは8万8,700m³になる予定でございます。この水量の見直しについての要望は常にしておりますが、県企業局の説明では、施設が完成しておりますので、契約水量の見直しはできないという回答でございます。

次に、基本料金体系についてお答えいたします。

水道料金の基本体系は、先ほど企業長が申し上げましたとおり、一般的に3つの形式がございます。いずれの料金体系についてもそれぞれ短所、長所がございます。どの料金体系がベストというものではございません。各事業体のそれぞれの実情に合っているという判断をしたものを採用しているわけでございます。公営企業であります水道事業は、すべて水道料金で賄わなければならないのが基本原則でございます。このため、料金設定の基本的な仕組みや資本費については基本料金で財源を確保し、維持管理費については超過料金で財源を確保するということになっております。

このようなことを前提として設定された企業団の家事用料金は基本料金10m³で1,400円という価格に設定されたものでございます。全国的にも一般家庭の基本水量は10m³前後でございます。当企業団並びに他の水道事業体の大多数が採用している数値でございます。基本料金というものは、あくまで水道事業運営に必要な財源を確実に回収しなければならない料金でございます。今後におきましては、経営検討委員会等で十分検討してまいりたいと考えております。

次に、量水器使用料についてお答えします。

量水器使用料は、水道利用者の全戸に取りつけられ、正確な使用水量を測定する上で大変重要な役割を担っているものでございます。そして量水器を購入するためのコストは何らかの形で料金に組み込んで購入原価を回収しなければならないわけでございます。この件につきましても今後検討委員会等で検討してまいりたいと考えております。

次に、公道部分の私費負担についてでございますが、公道分工事とは、道路に埋設されております企業団の配水管より各家庭で水道を使用するために取り出しする工事で、給水工事の一部でございます。この給水工事の公道分工事費を公費負担にしてとのご意見かと存じますが、企業団は地方公営企業法を適用しておりますので、受益者負担としていただくことを原則としております。公道分工事費は上水道申し込み者への各家庭への水道水を給水するための専用管でございますので受益者が負担すべきものでありますが、この工事

費につきましては配水管の位置によりまして工事費に違いが出てきます不公平も出てまいりますので、各ほかの事業体などを調査しまして、今後検討してまいりたいと考えております。

最後に、牛久市内のマンション建設に伴う地下水の影響について、早急に対応してはとのご質問でございますが、企業団は予算の作成に当たりまして、各構成自治体の担当課から提出されます水道整備要望書に基づき、できるだけその要望に沿って整備計画を策定しております。地下水の不安に対する対応につきましては、市の担当課及び企業団にその旨要望していただきたいと考えております。基本的には計画に基づき進めておりますが、急を要している場合はほかの地区の整備計画と調整を図りながら、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。4番、鈴木かずみさん。

<4番、鈴木かずみさん 登壇>

○4番（鈴木かずみさん）

ただいまの答弁の中で、いろいろこちらの主張していることに対して認めている部分もあるようですけれども、なかなかすべて経営検討委員会での見直しを図るというふうに受け取りました。経営検討委員会というのはあくまで諮問機関的な役割というふうに認識しております。前回そのような答弁があったと思います。最終決定は管理者会議であるということでありましたので、ここで企業長の考えと、お2人の副企業長の考え、ぜひ改革についての決意のほどを伺いたいと思います。答弁を求めます。

それから、牛久町の本管工事についてなんですが、要望を出して早急に対応されたとしても、設計、それから、国道であることから国土交通省の許可、工事等々、かなりの期間を要するのではないかと思います、そうした場合にはどのくらいの期間が必要になるのか、伺いたいと思います。

以上です。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。企業長、串田武久君。

<企業長、串田武久君 登壇>

○企業長（串田武久君）

鈴木かずみ議員のご質問に対しまして、正副企業を代表いたしまして企業長としてお答えいたします。

当企業団の現在の財政収支の状況につきましては、水道料金収入だけでは赤字の状態があります。毎年約2,000件ほどの加入金収入がありますので黒字となっておりますのでございます。加入金につきましては、このほど値下げを実施しており、また、今後においても

住宅、マンション等の建設も減少してくるものと思われまして、加入金収入も減収になる、また、黒字額も減少してくるものと予測をしておるところでもございます。

いずれにいたしましても、水道事業の本来の収入源であります水道料金収入を増加させるために配水管の整備を進め、普及率の向上を図って、健全な財政のもとに安定した経営、供給ができるよう努力してまいります。今後さらに管理者間においても協議をしてまいりたいと思っておりますし、経営検討委員会におきましては、この事業計画全般にわたってのあるべき姿を真剣にとらえながら取り組んでまいりたい、このように思っておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（貫井 徹君）

補足答弁を求めます。事務所長、宮本 満君。

<事務所長、宮本 満君 登壇>

○事務所長（宮本 満君）

牛久市の本管工事についてお答え申し上げます。

工事の期間についてでございますが、現在問題になっているマンションについては6号国道沿いでございます。現在マンションの入り口まではマンション業者が自費で歩道に本管を入れております。その先、影響が出た場合に歩道に配水管を企業団で入れていかなければならないわけなんです、6号国道ですと交通量も多く、いろいろ渋滞等問題もございまして、国土交通省の許可をいただいて工事をするわけでございます。それまでに需要者からの要望をいただきまして、工事の設計の作成、入札執行、また、国の許可の期間等まだありますので、早くて半年、10カ月くらいはかかるかなと予測しております。

以上でございます。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。これで鈴木かずみさんの質問を終わります。

以上で通告されました一般質問がすべて終わりました。これで一般質問を終わります。

◇日程第5 請願第1号

○議長（貫井 徹君）

日程第5、請願第1号を議題といたします。

今期定例会において本日までに受理した請願は、お手元に配付の文書表のとおりであります。本日92名の追加署名が届けられまして、総計2,546名となりました。

紹介議員の説明を求めます。請願第1号、水道料金の値下げを求める請願について、4番、鈴木かずみさん。

<4番、鈴木かずみさん 登壇>

○4番（鈴木かずみさん）

水道料金の値下げを求める請願の趣旨を説明いたします。

水道料金の値下げを求める請願書が2,546名の署名をもって提出されました。きょうは多くの傍聴者が見守る中、請願の採択がされるかと考えておりましたが、先ほどの全員協議会の中で特別委員会が設置されることになりました。

そこで、この請願の趣旨についてですけれども、茨城県が高過ぎる人口推計に基づいて過大な水源開発を行ってきているわけですが、その結果、水余りとなり、市町村が飲まない水まで買わされて、県は過大な人口推計の誤りを認めて下方修正をしております。それでも県は市町村に対して契約に基づくものとしまして、昭和54年当時の契約、それで余分な水量を押しつけている実態があります。不要な水源開発費と余分な水の購入費が高い水道料金の原因です。料金の値下げは可能と判断しております。第一に、茨城県南水道企業団、毎年黒字、これを還元すれば、値下げは可能であります。また、飲まない水まで買わされる実態を是正すれば、さらなる値下げも可能となるわけです。広域水道も黒字続きで、6年前に値上げの必要はなかったと県の外部監査も指摘したほどであります。この水余りの状況でも、県は八ッ場ダム、霞ヶ浦導水事業など大規模な水源開発を進めています。これ以上の税金のむだ遣いは不要です。これを中止させれば、もっと値下げが可能であります。

また、基本水量10^m未満の利用者は全体の32%となっていることは先ほども述べましたけれども、昨年9月の市議会で料金体系の見直しが必要であると、各牛久市議会、取手市議会の中で日本共産党議員の質問に対してそれぞれの市長が答弁をしている状況があります。

請願事項としまして3点の請願をしております。1番目に、基本水量、料金を引き下げてください。2点目には、超過料金を引き下げてください。3点目に、加入金を引き下げてくださいとあります。3点目につきましては今回実現されましたが、請願署名を集めている間はまだ実現されておりましたので、民意としてそのまま提出をするものです。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（貫井 徹君）

以上で紹介議員の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

○議長（貫井 徹君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、6名の委員で構成する水道料金の値下げを求める請願審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○議長（貫井 徹君）

異議なしと認めます。

<「議事進行について」と呼ぶ者あり>

○議長（貫井 徹君）

4番、鈴木かずみさん。

○4番（鈴木かずみさん）

請願者を特別委員会に呼んでいただけるよう、議長の方から特別委員会の方に話していただきたいと思いますが、私、特別委員会に入れておりませんので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

○議長（貫井 徹君）

ただいまの件につきましては、地方自治法に基づきまして委員長の議事整理権にゆだねます。

本件につきましては、6名の委員で構成する水道料金の値下げを求める請願審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました水道料金の値下げを求める請願審査特別委員会の委員の選任につきましては、茨城県南水道企業団議会特別委員会条例第3条の規定に基づき議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○議長（貫井 徹君）

ご異議なしと認めます。本件につきまして、水道料金の値下げを求める請願審査特別委員会の委員6名は議長より指名することに決定いたしました。

指名いたします。篠山治夫議員、中根利兵衛議員、茶谷 巖議員、大塚弘史議員、松田高義議員、結城 繁議員。ご異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○議長（貫井 徹君）

ご異議なしと認めます。本件につきましては、ただいま指名いたしました6名が水道料金の値下げを求める請願審査特別委員会の委員に決定いたしました。

この後、休憩中に水道料金の値下げを求める請願審査特別委員会を早速開催いたします。暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時58分

再 開 午後 4時26分

○議長（貫井 徹君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。会議の都合上、本日の会議をあらかじめ延長いたします。

○議長（貫井 徹君）

休憩中に開かれました水道料金の値下げを求める請願審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果が議長の手元に届いておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

委員長、中根利兵衛君、ごあいさつをお願いいたします。

<特別委員会委員長、中根利兵衛君 登壇>

○特別委員会委員長（中根利兵衛君）

ただいまの特別委員会の席上で、委員長にご指名をいただきました。大変重要な責務と認識をいたしているところでございます。今後、県南水道企業団、安全でおいしいお水を配給できることを基本理念にこの水道値下げに対する審議をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくひとつお願いいたします。

○議長（貫井 徹君）

副委員長、結城 繁君、ごあいさつをお願いいたします。

<特別委員会副委員長、結城 繁君 登壇>

○特別委員会副委員長（結城 繁君）

結城でございます。先ほど特別委員会が開かれまして、私は副委員長にご推挙していただきましてありがとうございます。中根委員長をサポートして、スムーズな委員会の運営をしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（貫井 徹君）

続きまして、水道料金の値下げを求める請願審査の結果について報告をお願いいたします。特別委員長、中根利兵衛君。

<特別委員会委員長、中根利兵衛君 登壇>

○特別委員会委員長（中根利兵衛君）

それでは、今定例会において水道料金の値下げを求める請願審査特別委員会に付託されました請願の審査の経過と結果につきましてご報告を申し上げます。

当委員会は、先ほどの本会議の休憩中に、別会議室において、この請願について慎重に審査をいたしました。各委員より、十分な審査が必要なことから、継続審査としてはどうかとの意見が出され、全員異議なく継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、水道料金の値下げを求める請願審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（貫井 徹君）

以上で水道料金の値下げを求める請願審査特別委員会の報告を終わります。

本件に対する委員長報告は継続審査です。平成19年請願第1号、水道料金の値下げを求める請願につきましては、委員長報告のとおり継続審査とすることにご異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○議長（貫井 徹君）

ご異議なしと認めます。よって、平成19年請願第1号、水道料金の値下げを求める請願につきましては、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

◇日程第6 閉会中の事務調査の件

○議長（貫井 徹君）

日程第6、閉会中の事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。閉会中の事務調査を行うことにご異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○議長（貫井 徹君）

ご異議なしと認めます。よって、閉会中に事務調査を行うことに決定いたしました。

○議長（貫井 徹君）

以上で今定例会に付議されました日程は全部終了いたしました。平成19年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を閉会いたします。雨も上がりました。ご苦労さまでございました。

午後 4時32分 閉 会

○ 会議規則第97条の規定によりこの会議録を調整せしめ署名する。

平成 年 月 日

茨城県南水道企業団議会

議長

会議録署名議員

議員 6番

議員 7番